

2月定例教育委員会会議録

- 1 日程 令和4年2月18日（金）
- 2 場所 生涯学習センター（アイセルシュラホール）3階 視聴覚室
- 3 案件
 - 日程第1 会議録署名委員の指定について
 - 日程第2 前回教育委員会会議録の承認について
 - 日程第3 教育長の報告について
 - 日程第4 議案第5号 藤井寺市放課後児童会条例施行規則の一部を改正する規則について ……資料1（生涯学習課）
 - 日程第5 議案第6号 令和4年度教職員研修に関する方針について ……資料2（学校教育課）
 - 日程第6 議案第7号 令和4年度 支援教育方針について ……資料3（学校教育課）
 - 日程第7 報告第5号 教育委員会の後援名義等について ……資料4（教育総務課）
- 4 出席委員 教育長 濱崎 徹
教育委員 福村 尚子
教育委員 足立 敦子
教育委員 足立 義幸
- 5 欠席 教育委員（教育長職務代理者） 糸野 聡史
- 6 教育部出席者 教育部長、教育部理事兼次長、教育総務課長、
学校教育課長、文化財保護課長、生涯学習課長、
スポーツ振興課長、図書館長
- 7 書記 教育総務課副主査
- 8 傍聴者 0人

午後2時00分 委員会開会を宣して日程に入る。

○教育長

皆さんこんにちは。第六波の流行に基づきまして、ずっとまん延防止等重点措置でありましたが、昨日、3月6日まで延長されるということになっています。ただ、ここにきて感染者数もピークも頭打ちになってきたのかと思うのですが、連日1万人以上の感染者が出ているということで、予断は許さないのかなというふうに思っています。

卒業式も当初、通常通りで挙行する予定でしたが、感染の拡大に伴い、3年連続

となりますが、来賓なしで挙行ということになりました。

入学式につきましては、まだ決定しておりませんが、この様子ですと、来賓なしということになるかも分かりません。

小中学校の学級閉鎖や学年閉鎖も相次ぎまして、保護者の関心も感染対策を取りながらの学習の保障ということで、オンライン授業等への関心が強くなっております。学校間格差もあり、その対応について各学校で今苦慮しているところですが、教育委員会としましては、この状況をピンチと捉えずチャンスと捉えて、よりICT活用が進むように、各学校への支援を強化していきたいと思っております。

子どもたちには、学年最後のまとめとして重要な時期になりますので、感染状況に十分留意し、学びを止めないことを重要課題にして、取り組んでまいりたいと思います。

それでは、2月の定例教育委員会議を始めさせていただきます。

はじめに、本日の会議録の署名委員ですが、本日、糸野委員がご欠席ということで、足立義幸委員よろしくお願いたします。

続きまして、前回令和4年1月の教育委員会議録につきまして、ご承認いただけますでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

では、承認ということで、よろしくお願いたします。

次に、令和4年2月2日に開催しました、臨時教育委員会議録について、ご承認いただけますでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

では、承認ということで、よろしくお願いたします。

次に、教育長報告については、ございません。

それでは会議次第に従い議事に入ります。本日は議案が3件、報告事項が1件でございます。

まず、議案第5号 藤井寺市放課後児童会条例施行規則の一部を改正する規則について、生涯学習課長、説明願います。

○生涯学習課長

議案第5号 藤井寺市放課後児童会条例施行規則の一部を改正する規則について説明させていただきます。資料1をご覧ください。

こちらは、税制改正により寡婦（夫）控除の見直しが行われ、ひとり親控除へ移行することに伴い、藤井寺市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則が廃止されるため、本規則においても同様の改正を行おうとするものです。以上です。

○教育長

具体的にはどのくらい変わるのですか。

○生涯学習課長

資料2枚目の裏の第7条の負担金の減免についての(1)で、市民税が非課税である世帯に属する者に対して負担金の全額ということがありました。今まででしたら、みなし寡婦(夫)ということなので、未婚のひとり親家庭の方に対しての税制の控除に関してなのですが、例えば、市民税の所得の金額に対して、みなし寡婦(夫)控除の適用を受けたら非課税になるのですが、ひとり親の控除に改正されるので、この条文は必要がなくなり、みなし適用に関する規則がもともと藤井寺市条例にあるのですが、それが廃止されるので、本規則においても同様に、ここの分では減免の非課税の金額の参考ではここではなくて、ひとり親控除でまかなえるので必要ないですというかたちになったということです。

○教育長

何かご質問等ございますか。要は、ひとり親なら控除されるということですね。ということは改善されたということですね。

○生涯学習課長

はい、そのとおりです。今まででしたら、寡婦(夫)控除でも、未婚のということがあるので、所得証明を持って来られた時に、みなしかどうかだと、ひとり親世帯の額を引いて計算して、これだと非課税になりますね、というかたちで計算を入れていましたが、ひとり親控除ということになるので、そういうことが必要なくなるということです。

○教育長

ひとり親控除だと無条件に認められるということですね。他にご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは議案第5号 藤井寺市放課後児童会条例施行規則の一部を改正する規則について、このとおり決定してよろしいか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

それでは、議案第5号について、決定いたします。

次に、議案第6号 令和4年度教職員研修に関する方針について、学校教育課長、説明願います。

○学校教育課長

議案第6号 令和4年度教職員研修に関する方針について説明させていただきます。

来年度の教職員研修をしていくにあたっての方針ということで、まず、方針1.

教職員研修に向けてにありますように、来年度の研修方針を作成する上で重点としましたのは、1点目が、新学習指導要領の小中完全実施に伴い、教員に求められている資質や能力の育成のために必要な項目を厳選して実施していくということです。

2点目は、GIGAスクール構想を含めた学校現場の急激な変化に対応できるよう、主体的に学ぶ教員の育成に取り組んでいくということです。

3点目は、経験年数の少ない教員が増える中、ミドルリーダー、首席・指導教諭に対する研修の充実を図っていく、という3点を重点的に考えております。

教職員研修は教職員がその職責を遂行するために必要であることから、市教育委員会としては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に配慮し、今年度実施する研修においても、適宜オンライン研修に切り替えて実施するなど、教員の学びを止めないよう工夫して運営してさせていただいております。

来年度も、方針の2.「藤井寺市教育委員会が実施する研修の視点」に示させていただいていることを基に、別紙「令和4年度 藤井寺市教職員研修一覧表」にありますように、夏季休業中を中心に、学力調査の分析結果を受けての「授業づくり研修」や、人権教育の推進を図るための「人権教育研修」等を計画しております。2枚目の研修一覧を見ていただいて、今、お話しさせていただいたように、夏休みに主にさせていただくということで、上の項目のところで、研修の名前の横に講習、時期と書いてあるのですが、夏季と書いてあるのが長期夏休みに行う研修というかたちになります。一番左端に大まかな割り振りがありまして、授業づくりの研修であったり人権教育の研修であったりというかたちで項目立てしております。

また、教育現場の新たなICT化として「統合型校務支援システムの導入」を進めていますので、導入に対してスムーズに対応できるよう、定期的に「統合型校務支援システム」関連の研修を実施していくことを計画しております。授業づくり研修という一番上の項目の上から3つ目、ICT活用実践研修というところで、備考欄を見ていただきますと、I I 1 0 4を通じて年間12回と書かせていただいているのですが、ICT支援員の派遣をしていただいている親会社の方が、年間12回研修を実施していただいけるということで、この中でICTの活用の色々な研修を実施していくということと、各校に今度導入する校務支援システムの直接の販売元であるエデュコムという会社の方から研修を何回か実施していただくということを計画しております。

次に、3. 校内における研修の充実についてですが、各校における研修については、別紙「令和4年度 藤井寺市学力向上プラン」ということで、市全体として、各学校にこういったことが市の課題であって、これに対してこういった事業を実施していきます、ということを示しております。これを元に、市内10校全てが、市の学力向上の全体像を共有した上で、市全体として児童生徒の課題、教員の課題に対して、解決に向けた具体的なビジョンを上げ、府からの加配教員を活用した研究推進校を中心に、各校において、研究授業などに学識経験者及び、市教育委員会の指導主事を派遣し、それぞれ学校のニーズに合った支援を行えるように取り組んでまいります。

府の加配につきましては、学力向上プランのところを見ていただきまして、確かな学びを育む推進校ということで、道明寺中学校であったり藤井寺南小学校がこれにあたります。その左下のスマートスクール実現モデル校ということで、これは、ICT活用を推進するためのモデル校ということで、藤井寺中学校がこれを担って

います。その右横の学校図書館充実活用モデル校ということで、学校図書館の図書を活用して子どもたちの学力を上げていこうということで、これは道明寺小学校の方がこのモデル校を受けていただいております。こういった府からのいろいろな加配を活用しまして、市全体の学力向上に繋げていきたいというように考えております。

最後に、法定研修につきましては、大阪府教育センターで実施される研修だけでなく、それぞれの年代で身に付けてもらいたい資質・能力の育成のため、年間を通じて、経験年数別悉皆研修の実施を計画しております。少し戻っていただきまして、研修一覧表の研修の名前の部分を見ていただきますと、名前の後ろに何年目というように記載されている部分があると思うのですが、それがその年数の教職員に対して悉皆で行う研修になっていますということです。一番上から見ますと、健康教育のところのアレルギー疾患の対応研修については、2年目の先生には必ず受けていただくというような感じになっています。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○教育長

来年度の本市の研修に関する方針についてでございますが、4つの項目に分けて方針に関して書かれていまして、あと、予定と校内研修の学力向上プランについて説明をお願いいたしました。このことにつきまして、委員の皆様、何かご質問等ございますか。方針に関して、令和3年度と令和4年度で大きく変換させたところがありますか。

○学校教育課長

特に大きく変わったということではありませんが、先程説明いたしました3点重点ということで、授業づくり研修を行って教職員の授業力の向上を図っていくところ、ICTの活用の部分、ミドルリーダーの育成という部分を令和4年度は特に力を入れてやっていこう考えています。

○教育長

ということは、学力向上に関わった授業づくりが核だということですね。

○学校教育課長

そうです。そういうかたちで授業づくり研修を増やして夏休みに組むようにしております。

○教育長

ということは、この授業づくり研修への教員の参加ということですが、これは希望研修なのですか。

○学校教育課長

希望者に受講していただくように考えているのですが、研修を受けた方が学校に戻って必ずその内容を広めてもらうというかたちをとってもらおうと考えております。

○教育長

これは大体定数は何人くらいと考えているのですか。

○学校教育課長

授業づくり研修ですので、講師さんと話をしながら、人数を決めており、大体30人くらいと思います。

○教育長

今年も授業づくり研修は行ったのですね。

○学校教育課長

はい。今年も国語、数学等を行いました。

○教育長

他にご質問等ございますか。この辺りが分かりにくいとか、中身は具体的にどうなっているのか等でも結構です。

コロナ禍で、結構前年度では中止になった研修もあったのですか。

○学校教育課長

令和2年度は学校の臨時休業が4、5月にあり、そのため夏休みを短縮しなければいけなかったのが、実質、夏休みの期間というのが2週間しか取れませんでした。

そのような中、夏季研修を入れますと、各学校での夏休みの様々な業務が回らなくなるということで控えさせていただいたのですが、今年度にあたっては、そういった臨時休業がなかったのが、コロナの感染拡大を防止するという観点から、WEB等をうまく活用して実施させていただきました。先程ご質問のありました教科の授業づくり研修で言いますと、国語と数学についてはWEBで行い、先生方がWEB会議の中で作文を発表するというのがあったのですが、上手に作文を作って発表されていました。非常にICTの活用についても、慣れてきた先生が多いという印象を、それを見させていただいて受けました。

○教育長

目標は何らかの方法で研修も止めずに全部実施していくということですね。

○学校教育課長

はい、その通りです。

○教育長

他にご質問等ございますか。

○委員

学力向上プランの方なのですが、図書モデル校は道明寺小学校、スマートスクールは藤井寺中学校、確かな学びを育むのは藤井寺南小学校と道明寺中学校という

ことですが、どうやって決めているのですか。ローテーションをされるのでしょうか。

○学校教育課長

これを決めるにあたって、その学校の学力的な課題というのを市教委と学校で共有させていただいて、改善したいところ、それから、こういう加配を受けていただくことによって、研究が非常に進んで、他校に対してその研究成果を広げていただける学校というかたちで、こちらの方で選ばせさせていただいているところで、ローテーションにはなっていません。

○教育長

他にご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。それでは、議案第6号 令和4年度教職員研修に関する方針について、このとおり決定してよろしいか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

それでは、このとおり実施をお願いいたします。議案第6号については決定いたします。

続きまして、議案第7号 令和4年度 支援教育方針について、学校教育課長、説明願います。

○学校教育課長

議案第7号 令和4年度 支援教育方針について説明させていただきます。資料番号はありませんが、案という印のついた令和4年度支援教育方針の資料をご覧ください。

初めに、「1. 支援教育について」ですが、近年、記載している障がい者に関する諸般の制度の整備が進められましたということで、上の6行程が法的な事について書かせていただいている部分になります。

これを受けまして本市では、各学校園において障がいのある子どもたち一人ひとりの障がいの状態等を的確に把握し、それに対応した、きめ細かい指導の一層の充実を図り、「ともに学び、ともに育つ」教育環境の実現を目指しています。

その「ともに学び、ともに育つ」教育環境の実現のために、障がいのある子ども一人ひとりに対する教育を学校教育の中心に位置付け、各学校に複数の支援教育コーディネーターを置き、学校全体の支援体制の整備・充実を図って参ります。

次の項目にいきまして、「2. 本市の支援教育における重点課題」についてですが、ここでも3点あげさせております。

まず1点目は、「特別の教育課程の内容の充実」です。

ここに記載しております「自立活動」とは、児童生徒が、主体的に学習上、生活上の困難を、改善・克服するための学習のことで個々の障がいの状態等に応じた自立活動を計画的、組織的に行えるように教育課程を編成し重点的に取り組むという

ことにしております。

2点目は、「個々の教育的ニーズに応じた就学の実現」です。

児童生徒の望ましい成長を促すためには、できるだけ早期から、個々の障がいの状態に応じた教育を受けることが望ましく、本人及び保護者の意向や将来の希望などを踏まえた上で就学先が決められるように、時間をかけて丁寧な就学相談を行っていくということです。

3点目は、「通級指導の充実」です。

ここに記載しております「通級指導教室」とは、通常学級における個別支援を必要とする子どもたちに、自立活動を定期的に実施することで、本市では主に発達障害の児童生徒を対象に対応を行っている状況です。

本市においては、通級指導教室が令和4年度より、今の予定でいきますと全小中学校に設置される予定です。今まで藤井寺中学校には無かったのですが、来年度に設置される予定で、これを機に、これまで以上に、通常学級在籍の児童生徒の個々の障がいの状態等の的確な把握をし、個別の指導計画を作成して、児童生徒が主体的に生活上の困難を改善・克服するための学習指導を行っていくことにしております。

続いて3項目目、「3. 支援教育方針について」ですが、各学校園における支援教育の取組の具体的な方針をここに示させていただきます。

先程の話と重複するところを除いて主だったものだけを説明させていただきますと、③④点目の部分ですが、通級指導教室や支援学級において、支援を必要とする障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた一貫した支援が計画的、組織的に行われるよう、保護者の参画のもと作成した「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を効果的に活用していくように、学校に指導しております。

また、⑦点目の、インクルーシブ教育の趣旨を踏まえ、教育環境のユニバーサルデザイン化を進める中で学校づくりを行い、全ての児童・生徒に対して、「ともに学び、ともに育つ」教育の推進に取り組むことで、支援関係の子どもたちに限ったことではなく、全ての子どもたちが学びやすいように、教育環境を整えていくということを記載しております。

⑧点目ですが、教職員が、実践的・専門的研修に参加し、専門性の向上を図ることで、先程の夏季研修でも毎年支援関係のことをしているのですが、やはり専門性の向上というのは絶対に必要になってきますので、ここを先生方にも頑張ってもらうように方針を出しております。

⑩点目の、「障害者差別解消法」（平成28年度4月施行）の趣旨を踏まえて、真摯にかつ柔軟に保護者との合意形成を図りながら、合理的配慮の提供に努めること。

⑪点目の、各学校の障がいのある子どもに対する人権侵害を防ぐため、生活環境も含めた子どもの状況を把握し、全ての教職員による一人ひとりの子どもの理解に根ざした全校的な組織的支援体制の構築に取り組むこと。

⑮点目の、病弱及び医療的ケアを必要とする児童・生徒については、合理的配慮の観点を踏まえ看護師の配置を進め、医療、福祉等との連携を図るなど環境整備が向上するように取り組むこと。

⑯点目の、「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」の趣旨に基づいて、子どもの障がいの実態、保護者の要望等を考慮し、ICT等を活用した教科用特定図書、これはマルチメディアデージー教科書といい

まして、デジタル教科書で読みにくいコマだったらカラオケのようにハイライトしていくというような教科書なのですが、そういったものの積極的な活用を図ること等を支援教育方針として各校に示しております。

最後に、この方針の後ろには支援教育に関しては特別な用語も使っておりますので、用語の説明を入れておりますので、また時間のある時にご覧ください。以上です。

○教育長

本日資料が届いたところで申し訳ありませんでした。本市の支援教育の方針については16項目に重点を書かせていただいたということです。ここは方針のお話なのですが、具体的に、今、現状で支援教育がどのように進んでいるのかというような具体的な話でも結構ですので、またご質問やご意見とかお話をいただいたらと思っておりますがいかがでしょうか。

⑮の医療的ケアの項目のところ、今年の医療的ケアのお子さんは、どんなお子さんがいるかわかりますか。

○学校教育課長

小学校に2名の看護師さんを配置して、在籍している2名の子どもに対して医療的ケアを行っています。

○教育長

インシュリンなどの取扱いですか。

○学校教育課長

はい、1名の方はインシュリンの投薬です。

○教育長

近年、この医療的ケアの子どもが通常の学校へ入られるというのは多くなっているのですか。

○学校教育課長

そうです。先程も何度かお話をさせていただきました「ともに学び、ともに育つ」ということで、インクルーシブ教育により地域の学校での教育を望まれる方が増えてきていまして、地域の学校を選んでいただいていると思います。

○教育長

他に何かご質問等ございますか。

○委員

こういう支援教育に関わる先生方は、なかなか負担もより大きくなるだろうなと想像するのですが、それに伴って子育ても精神的なケアであるとか、先生に対してそういうような対応もしていかないといけないだろうなという気がするのですが、障がいを持たれている家族や児童生徒に対してだけではなくて、先生に対してのフ

フォロー体制というようなところも具体的に考えられていますでしょうか。

○学校教育課長

先生に対してのヘルスケア・メンタルのケアということであると、基本的には保護者の方々と一緒に、学校に入れていますスクールカウンセラーが先生のカウンセリングも行っておりますので、そこでカウンセリングにかかっているというのも1つかなと思っています。実際に、支援教育に関わって、やはり先生方が受け身になるのではなく、積極的に子どもたちに支援をしていくということが出来ると、気持ちもポジティブになりますので、専門性を高めていただくための研修を実施するということが、これがまず一つ大事なことかなと思っています。それから、先程ありました通級指導教室なのですが、これは通常学級に在籍している子どもたちを、大体1週間に1回から1か月に1回程度、特別の教育課程の中で指導計画を立てまして、発達障害に関わるようなディスカスをするのですが、当然、時間的な部分で余裕を作りまして、この通級指導を担当している先生方がリーディングスタッフということで、市内10校の学校を回りまして、支援教育の中での先生方の課題意識に対してケアをしていくことも行ってまいります。それから、府立の支援学校の方で、うちの近くで言えば西浦支援学校と藤井寺支援学校があるのですが、そこには地域支援教育の環境整備事業というのがありまして、通級指導をしている先生方よりも専門的な指導の先生方がおられまして、そういう方々に定期的にうちの市に来ていただいて、支援教育の中で子どもたちにどう接していいのかわからないという先生方の悩みを聞いていただいて、実際に子どもも見ていただいて、この子だとこういうアプローチの仕方はどうですかというようなアドバイスをいただいております。それによって、自分の中にどんどん困り感で閉じこもっていくのではなくて、いろいろな人に聞くことによって、いろいろな方法を知ることによって対応していけるという様なこともさせていただいております。そういった指導技術の幅を広げることによって、メンタル的な部分を強化してくという様な形もとれているかなと考えています。

○委員

カウンセラーさんは、学校に常駐されているのですか。

○学校教育課長

中学校の方に常駐になっていまして、定期的に小学校の方に派遣というかたちをとらせていただいております。

○委員

定期的というのは、週に何回とか月に何回ということですか。

○教育部理事

常駐というより週に1回中学校については派遣しています。その内、多い所で学期に4・5回小学校に派遣し、少ない所でしたら学期に2回という感じです。基本、中学校にSCが週1回いるのですが、相談内容によってはその中学校に小学校の先生が行って相談を受けるということにはできる体制ではあります。

○教育長

支援学級の数とか在籍の児童生徒はまだ増えている傾向なのですか。

○学校教育課長

そうですね。今年度の小学校の支援学級は全体で2クラス増です。人数は、小学校は増でしたが、中学校は1名か2名減でした。ただ、大阪府全体では、ずっと増え続けているような状況です。児童生徒数が減ってきている中ですので、支援学級に在籍する子どもたちが増えていっているということは、増え方としては、かなり増えてきているような状況かなと思います。

○教育長

子どもの傾向なのですが、基本的に基礎的な疾患があつて障がいになっているということよりも、精神的なものであるとか、いろいろなもので情緒不安定で発達が少し偏っているとかいったような、正式な名称の知的障がいとかいうことは定義されないお子さんも、かなり増えてきているようですね。その辺の就学の傾向というか、それが支援学級に入ってくるのか通常学級に行っているのかというようなことでは、就学指導の中ではどんな課題が出てきているのかなというのは興味があるところですよ。

○学校教育課長

就学する時の指導においてです。

○濱崎教育長

ありがとうございました。他にご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、議案第7号 令和4年度 支援教育方針について、このとおり決定してよろしいか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

それでは、議案第7号について決定いたします。

次に、報告事項につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長として専決させていただきましたので報告いたします。

まず、報告第5号 教育委員会の後援名義等使用について、教育総務課長、説明願います。

○教育総務課長

教育委員会の後援名義等使用につきまして、ご報告させていただきます。今回の報告につきましては、令和4年1月の使用承認で専決処理をしたものでございます。内容につきましては、資料4の3件でございます。

以上、藤井寺市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱第3条第2項に基づき報告させていただきます。以上です。

○教育長

今回は3件ということです。ただ今の報告について委員の皆様、何か質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、報告第5号 教育委員会の後援名義等使用について、承認してよろしいか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

それでは、報告第5号について、承認いたします。

以上で、本日予定しておりました案件は終了いたしました。全体を通じて何かご発言等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、2月定例教育委員会議を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後3時00分